

## 第2号様式

うそ電話詐欺に係る犯人の検挙及び被害の防止への協力に関する協定に基づく「うそ電話詐欺シルバー協力隊員」の運用要領の制定について（概要）

（平成28年8月3日 鹿捜二第86号ほか）

本通達は、鹿児島県警察と公益社団法人鹿児島県シルバー人材センター連合会（以下「連合会」という。）との間で締結した「うそ電話詐欺に係る犯人の検挙及び被害の防止への協力に関する協定」に基づき、連合会に加盟する県内のシルバー人材センターに登録している会員等から「うそ電話詐欺撲滅シルバー協力隊員」（以下「協力隊員」という。）を委嘱し、県内におけるうそ電話詐欺にかかる犯人の検挙及び被害の防止のための協力関係を構築したことから、協力隊員の運用要領に関して必要な事項を定めたものである。

本通達の主な内容は

- 協力隊員の運用要領を定めた趣旨
- 協力隊員の委嘱手続き要領
- 協力隊員の任務

等である。